

(7) 四アルキル鉛中毒予防規則

規制内容等 業務(は条文)	設 備										作業方法	保 護 具					管 理・健 康 診 断 等					届出等 計画の届出(安衛則)																
	装置等の密閉構造	3側面開放	作業場所の隔離	専用の洗面設備・不浸透性の床	専用の洗剤油槽	専用の休憩室	更衣用ロッカー	ドラフト	囲い式またはブース	式局所排気装置		換気装置	退避用設備および器具	送風マスク	防護メガネ	保護手袋	保護靴	保護帽	作業主任者の備付け	薬品等の備付け	洗身		立入禁止	特別教育	健康診断および記録	ならびに報告	技術講習等	容器										
混入(4)	○	○	○	○	○	○						①ドラムかん中の四アルキル鉛は、残らず吸引すること。 ②吸引後のドラムかんは直ちに密栓し、その外部の汚染を除去すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
装置等の修理等(5)												作業のはじめに、四アルキル鉛等の汚染を除去すること。この場合汚染除去業務に係る措置をとること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
タンク内(6)~(7)									○	○		①タンク内部洗浄等の事前措置をとること。 ②監視者を配置すること。 ③換気装置を作業前および作業中稼働すること。 ④換気効果を確認すること。	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
残さい物の取扱い(8)												①残さい物の廃棄は、焼却等によること。 ②廃液の廃棄は希釈その他の方法により十分除毒した後処理すること。			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ドラムかん等の取扱い(9)												作業のはじめにドラムかん等容器およびこれらが置いてある場所を点検すること。	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
研究(10)										○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
汚染除去	通気不十分(11)①									○	○	①監視者を配置すること。 ②換気装置を作業前および作業中稼働すること。 ③作業終了後、汚染除去の確認をすること。	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	上記以外(11)②												○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
加給ソノの22 り使用 ガン										○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			